

### 議案第 3 号

君津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

君津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 21 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

#### 提案理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）による農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）の一部改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

君津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、君津市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、14人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、14人とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任する農業委員の任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日から施行する。

(君津市農業委員会の選挙による委員の定数条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 君津市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和47年君津市条例第32号）
- (2) 君津市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び選挙区における委員の定数に関する条例（昭和47年君津市条例第33号）